

愛媛県公害防止条例施行規則の改正について

(背景)

愛媛県公害防止条例では、水質汚濁防止法規制対象施設以外の施設に対して横だし規制を行うなど、法と条例が一体となった規制を行うことで、住民の健康を保護するとともに生活環境の保全等を図っている。

(概要)

令和4年4月の六価クロムの水質環境基準強化及び大腸菌群数から大腸菌数への項目見直しを受け、令和6年1月、六価クロムの排水基準を強化、大腸菌群数から大腸菌数への項目見直しとなる水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の改正が行われ、それぞれ令和6年4月1日、令和7年4月1日から施行されることとなったことを受け、横だし規制である条例の基準値を法基準値と整合させる規則改正を行う。また、現状の法暫定排水基準と整合が取れていない箇所についても、省令との整合を図る改正を行う。

【六価クロム化合物】

1 改正の概要

(1) 排水基準の強化

「六価クロム化合物」の排水基準を「0.5 mg/L」から「0.2 mg/L」とする。

(2) 暫定排水基準の設定

改正後の六価クロム化合物の排水基準に対応することが著しく困難と認められる一部の工場・事業場（1業種（電気めっき業））に対して、当分の間、暫定排水基準を設定することとした。

2 施行期日

令和6年4月1日 ※既設事業場に対する6月間以上の適用猶予あり

【大腸菌数】

1 改正の概要

(1) 項目見直し

「大腸菌群数」から「大腸菌数」への項目見直しを行う。

(2) 排水基準の設定

大腸菌数に係る排水基準を「800 CFU/mL」とする。 ※CFU:コロニー形成単位

2 施行期日

令和7年4月1日 ※適用猶予なし

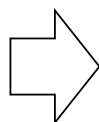
【暫定排水基準】

1 改正の概要

上記六価クロム化合物に係る暫定排水基準の設定のほか、カドミウム及びその化合物、弗素及びその化合物並びに亜鉛含有量に設定している暫定排水基準について、省令との整合を図る改正を行う。

改正前

項目	業種	基準値 (単位：mg/L)
カドミウム	金属鉱業	0.08
	非鉄金属第1次製錬・精製業 (亜鉛に係るもの)	0.09
	非鉄金属第2次製錬・精製業 (亜鉛に係るもの)	
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うもの）	0.1
弗素	ほうろう鉄器製造業（海域以外に排出するもの）	15
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造し、海域以外に排出するもの）	
	電気めっき業（日平均排水量50m ³ 以上、海域以外に排出するもの）	50
	電気めっき業（日平均排水量50m ³ 未満であるもの）	
亜鉛	金属鉱業	5
	電気めっき業	
六価クロム	—	—



改正後

業種	基準値 (単位：mg/L)
一律排水基準(基準値 0.03)へ	
ほうろう鉄器製造業（海域以外に排出するもの）	12
一律排水基準(基準値 8)へ	
電気めっき業（日平均排水量50m ³ 以上、海域以外に排出するもの）	15
電気めっき業（日平均排水量50m ³ 未満であるもの）	40
一律排水基準(基準値 2)へ	
電気めっき業	4
電気めっき業	0.5

2 施行期日

令和6年4月1日

【問い合わせ先】

各保健所又は県庁環境・ゼロカーボン推進課

機関名	電話番号
四国中央保健所衛生環境課	0896-23-3360
西条保健所環境保全課	0897-56-1300
今治保健所環境保全課	0898-23-2500
中予保健所環境保全課	089-909-8759
八幡浜保健所環境保全課	0894-22-4111
宇和島保健所環境保全課	0895-28-6109
県庁環境・ゼロカーボン推進課	089-912-2347